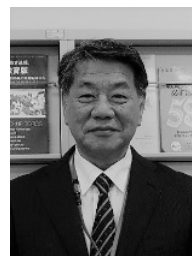


安全推進計画と校内安全点検表

和洋女子大学 特任教授

しばない やすし
柴内 靖



【Case】

ある小学校の昼休み、5年生の男子児童が校庭にある鉄棒で遊んでいたところ、鉄棒が外れ落下し、その際手足に怪我をしたと保健室に来室した。すぐに養護教諭が応急処置をして、その後念のため病院で診察を受けた。幸い頭部等への怪我はなく、手足の擦過傷であった。学校では、すぐに鉄棒の状況を点検したところ、鉄棒の固定部分にゆるみが見られた。当該校では、毎月10日が安全点検日となっており、先月の安全点検表を確認したところ、異常なしとなっていたが、担当者から点検状況を確認したところ、目視程度の点検であった。

【関係法令】

学校保健安全法施行規則第28条

法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

学校保健安全法施行規則第29条

学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

【ワンポイントレッスン】

学校の児童生徒等の事件事故等は、あらゆる場面で起こり得ることを全ての教職員が認識し、安全管理の徹底に努めなければならない。

1 安全管理の意義とは

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や学校生活における児童生徒等の

行動等の危険を早期に発見し、それらの危機を速やかに除去するとともに、事件・事故や災害が発生した場合に備え、迅速で適切な応急手当や安全措置を講ずることができる体制を確立するなど、児童生徒等の生命や安全を確保することである。（千葉県教育委員会「安全管理の手引き」より引用）

2 学校保健安全法第28条

「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅延なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と定められている。学校の設置者はもとより、校長は当該学校の施設又は設備について安全上問題となる事項の発見とその改善を図る義務があり、教職員は学校で作成された学校安全計画に基づき、安全教育と安全管理を行うとともに、問題となる事項を認識した場合、速やかに校長に報告することが求められる。

3 文部科学省通知「第二次学校安全の推進に関する計画について」

平成24年度からの第一次計画に引き続き、平成29年3月に「第二次学校安全の推進に関する計画」が示された（平成29年度～平成33年度）。その内容の「今後の学校安全の推進の方向性」において、施策目標の一つとして、「全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び危機管理マニュアルの改善を行う。」が示され、各学校に対してその実施を求めている。また、

学校施設の維持管理の徹底については、これまで文部科学省から各教育委員会や学校について度々通知が発出されており、最近では、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により小学校のブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなった事故を踏まえ、ブロック塀等の学校施設の点検と安全管理の通知が発出されている。

4 事故ケースから学ぶべきこと

当該校は、事故後すぐに鉄棒の一時使用禁止措置を取るとともに、全遊具についての臨時の総点検を実施した。その後、校長は、設置者である教育委員会に対して、事故の報告をするとともに、専門家による再点検と必要な改善を講ずるよう要望した。

今回の事故を分析したところ、学校安全計画は作成されているものの、安全点検の実施計画では、点検対象の項目の観点や点検方法が不明確であるとともに、点検者の意識の低さが見られた。安全点検の実施計画には、対象や種別ごとの点検表と、項目ごとの観点や点検方法、分担職員を確実に明示することが求められる。

特に今回の事例では、鉄棒の点検方法として、目視のみならず、適度の負荷による確認、ナット等の固定状況の確認などが必要であった。

また、定期点検を単に確認作業として実施することが目的となってしまう、設備が安全な状態となっているかという本質が忘れ去られている状況があるのではないかと考えられる。安全点検そのものが形骸化していないか全職員で再度共通理解することが求められる。

5 安全管理の手引（千葉県教育委員会）

学校の安全管理については、千葉県教育委員会では、「安全管理の手引」を平成22年3月に作成している。（平成30年3月一部改訂）

(1)主な内容

第1章総説、第2章学校安全計画、第3章学校における安全管理、第4章事件・事故災

害時における心のケア、第5章安全教育と安全管理における組織活動

(2)安全管理の方法

第3章の「学校における安全管理」には、「学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、使用頻度、自然災害等により劇的に変化するものである。したがって学校環境の安全を維持するための管理には常に気を配る必要がある。」と示されている。学校は、児童生徒が生活しており、使用頻度や使用方法等が多様なことや、設備の使用法や材質により劣化や破損の可能性も多岐にわたることを理解し、定期的に点検することが重要となる。また、「安全管理の方法」では、①安全点検の種類と対象②安全点検の方法③安全点検と改善措置が示されている。更に、「学校環境の安全管理の対象」では、具体的な対象と観点が示されている。

設備等の安全の確認は、分担された一人一人の教職員が決められた項目や観点、点検方法を確実に実施できるかが重要である。更に、遊具等の材質が金属部品の場合、地面との設置部分や雨水が溜まる部分は腐食しがちであり、その腐食度合い等は専門家の点検が必要である。不審な点があれば速やかに設置者への連絡や専門業者に点検依頼するなどの手立てを講じることが望まれる。

(3)その他

県教育委員会のWebサイトには、校種別の安全計画例や危機管理マニュアル（授業中の事故・登下校中の事故・不審者侵入・アナフィラキシー）、学校安全点検表などが掲載されているので活用するとよい。

6 おわりに

各学校では、既に法令に基づき学校安全計画が作成され、定期的な安全点検が実施されている。しかし、毎年変化する学校環境の状況を踏まえ、自校の計画を前述の「安全管理の手引」に基づき、計画そのものの見直しと、教職員の研修の実施を考えてほしい。